

社会福祉法人白鳩学園 役員等費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩学園役員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは、法人の理事、監事、評議員、顧問、及び苦情解決委員会第三者委員、評議員選任・解任委員会外部委員をいう。

(費用弁償)

第3条 法人の会議に出席する場合の役員等の費用弁償は、日当 2,600円並びに車馬賃実費を支給する。

(支給方法)

第4条 第3条に規定する費用弁償は、会議終了後に支給する。

附 則

この規程は、昭和63年3月1日から施行する。

この規程は、一部を改正し、平成3年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成7年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成13年7月14日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成28年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成29年3月1日から適用する。